

<様式1-2>

インフルエンザ登園許可証明書

施設名

組 氏 名

※この枠内は保護者をご記入下さい

1 発症日 令和 年 月 日 () ※1

2 診断日 令和 年 月 日 ()

3 診断型 A 型 ・ B 型 ・ 不明 (該当する項目に○を付けてください)

4 処方薬等

上記の者はインフルエンザに罹患しましたが、自宅安静、加療を続け、学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間（発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過）が終了したことを保護者が確認した際には、感染の恐れがないと認めます。

医療機関住所

医療機関名

医師氏名

印

以下は、保護者が記入してください

<出席停止期間中の体温測定結果>

※1の発症日を記入

必ず休まないといけない期間です

日数	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月/日 (曜)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝 (時)	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()
夕 (時)	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()	℃ ()

※解熱後3日を経過とは、解熱した日を0日とし、1日目、2日目、3日目を経過後に登園可能となります。

※数え方の詳細は、裏面をご確認ください。

※登園する当日の朝まで、朝夕必ず検温を続けてください。

(発熱期間が長く、解熱後3日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

上記のとおり、発症後5日を経過し、かつ 解熱後3日を経過し、体調が回復しましたので登園させます。

令和 年 月 日

保護者氏名:

※ **出席停止の日数の数え方について**

(平成 24 年 4 月改正：学校保健安全法施行規則より)

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで」と定められています。

インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。

日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。



「解熱後 3 日を経過するまで」の場合、例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1 日目）・水曜（2 日目）・木曜（3 日目）の 3 日間を休み、金曜日から登園可能となります。

